

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱

制定 令和元年9月25日 区長決定 要綱第301号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11の規定に基づき、認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもの保護者に対し、施設等利用費（以下「利用費」という。）を支給する事務手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童と同一の世帯に属し、認可外保育施設等の利用に係る費用等を納入する義務を負っている者をいう。
 - (2) 児童 法第30条の4第2号および第3号に規定する者をいう。
 - (3) 認可外保育施設等 児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設、同法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業または同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業であつて、法第30条の11第1項の確認を受け、かつ、法第58条の11第1号の規定により特定子ども・子育て支援を提供する施設または事業としての公示が行われているものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法および子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 利用費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、品川区施設等利用給付認定事務取扱要綱（令和元年要綱第263号）第4条1項の規定により施設等利用給付認定を受け、認可外保育施設等を利用した児童の保護者とする。ただし、品川区私立幼稚園等施設等利用費支給要綱（令和元年要綱第304号）に基づき、利用費の支給を受けた者は、この限りでない。

(支給額)

第4条 利用費の支給額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第

213号) 第15条の6第3項および第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 法第30条の4第2号に該当する者

37,000円

(2) 法第30条の4第3号に規定する者

42,000円

(利用費の請求)

第5条 利用費の支給を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、区長に対して、品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

2 請求者は、前項の規定による請求に当たっては、利用した認可外保育施設等から交付される品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(第2号様式)および品川区特定子ども・子育て支援提供証明書(第3号様式)またはこれらに準ずる文書として区長が認めるものの写しをそれぞれ提出しなければならない。

3 請求者は、子育て援助活動支援事業を利用した場合には、援助を行う会員(提供会員)が発行した活動報告書の写しを提出しなければならない。この場合において、区長は、前項に規定する文書の提出を省略させることができる。

(調査等)

第6条 区長は、前条第1項の規定による請求を受理するに当たり、請求者に対し、利用費の支給のための審査に必要な調査をすることができる。

2 区長は、前項の調査に当たり、請求者に対し、必要な書類を求めることができる。

3 区長は、利用費の支払に関することを、認可外保育施設等に確認することができる。

(支給の決定)

第7条 区長は、第5条の規定による請求があった場合は、請求書および関係書類を審査し、利用費を支給することを決定したときは品川区認可外保育施設等施設等利用費支給決定通知書(第4号様式)により通知する。

2 前項の規定による審査の結果、請求が適当でないと認められる場合は、品川区認可外保育施設等施設等利用費不支給決定通知書(第5号様式)により請求者に通知する。

3 前2項の規定による利用費の支給または不支給の決定は、四半期毎に行うものとする。

(支給の方法)

第8条 利用費の支給は、請求者が指定する口座に振り込む方法により、四半期毎に行う

(変更届)

第9条 請求者は、第5条の規定による請求の内容に変更が生じた場合は、品川区認可外保育施設等施設等利用費請求変更届(第6号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(支給の取消しおよび返還)

第10条 区長は、第7条の規定により利用費の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支給の全部または一部を取り消すものとし、既に支給されている利用費については、期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により利用費の支給を受けたとき。

(2) 支給の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利用費の支給に関して必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

品川区長あて

品川区認可外保育施設等施設等利用費請求書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月 から 年 月 分まで 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳等の公簿等で確認すること。
- 実際に利用していることおよび利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。
- 公簿や保育課および保育支援課に提出している税資料等にて品川区が課税状況を確認すること。

■ 添付書類

- 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育を利用した場合
 - 品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(第2号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
 - 品川区特定子ども・子育て支援提供証明書(第3号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
- 子育て援助活動支援事業を利用した場合
 - 援助を行う会員(提供会員)が発行した活動報告書の写し

■ その他

- 提出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

（請求者・口座名義人） 施設等支給認定保護者	フリガナ 保護者氏名	印 (下記児童との関係)									
	住所 電話番号	郵便番号	—								
振込 口座	金融機関	銀行 信用金庫 支店 信用組合 出張所									
		1 普通	2 当座	店番号		口座番号					

(フリガナ) 児童氏名(認定子ども)	生年月日	(保育の必要性の認定番号) 認定種別	令和元年 月 から 月 までの住所について
()	年 月 日	() <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した

※「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記載 ※日割計算が必要です。詳細は裏面下部※1をご覧ください。

転入(出)日 年 月 日

1	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B1
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C1

2	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B2
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C2

3	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B3
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C3

支払総額 ①	支給上限月額 ② ※1	請求額	
		①と②を比較し、小さい額を記入	
月 (A1+A2+A3) 0 円	2号認定 <u>37,000円</u> (3~5歳)	月	0 円
月 (B1+B2+B3) 0 円		月	0 円
月 (C1+C2+C3) 0 円		月	0 円
	3号認定 <u>42,000円</u> (0~2歳 住民税非課税世帯)	計	0 円

※1 日割り計算について

月途中で認定期間が終了する、または開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

受理欄

年 月 日

品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の利用料

納入者 _____ 様

認定子ども
(利用児童) _____ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 _____

主たる事務所の
所在地 _____

代表者職氏名 _____ 印

施設・事業所
の名称 _____

特定子ども・子育て支援
利用料の領収金額

円 (下記①の金額)

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

当該月分の利用料(保育料)として 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として 円

※認可外の居宅訪問型保育事業について、送迎のみの利用は対象外

品川区特定子ども・子育て支援提供証明書

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業の利用料

【 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄	認定 子ども	フリガナ	法第30条の4の認定種別	
	氏名				氏名	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日	提供時間帯 ※ 1	費用 ※ 2
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※2 費用は特定子ども・子育て支援利用料『品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証』の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	(印)
施設・事業所の名称	

年 月 日

様

品川区長

印

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給決定通知書

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給について決定したので、通知します。

記

- 1. 対象児童名
- 2. 支給決定金額

対象月	支給金額	合計
月		
月		
月		

- 3. 振込指定口座

金融機関名			
支店名			
預金種別		口座番号	
口座名義			

様

品川区長

印

品川区認可外保育施設等施設等利用費不支給決定通知書

品川区認可外保育施設等施設等利用費支給要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により施設等利用費を支給しないことと決定したので通知します。

記

不支給の理由	
<p>1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

第6号様式（第9条関係）

品川区長あて

品川区認可外保育施設等施設等利用費請求変更届

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月 から 年 月 分まで 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳等の公簿等で確認すること。
- 2 実際に利用していることおよび利用料の支払状況を品川区が対象施設に確認すること。
- 3 公簿や保育課および保育支援課に提出している税資料等にて品川区が課税状況を確認すること。

■ 添付書類

- 1 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育を利用した場合
(1) 品川区特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(第2号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
(2) 品川区特定子ども・子育て支援提供証明書(第3号様式)の写しまたはこれに準ずるものの写し
- 2 子育て援助活動支援事業を利用した場合
(1) 援助を行う会員(提供会員)が発行した活動報告書の写し

■ その他

- 1 提出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

(請求者・口座名義人)	フリガナ 保護者氏名	(印) (下記児童との関係)									
	住所 電話番号	郵便番号	—								
振込 口座	金融機関	銀行 信用金庫 支店 信用組合 出張所									
		1 普通	2 当座	店番号		口座番号					

(フリガナ) 児童氏名(認定子ども)	生年月日	(保育の必要性の認定番号) 認定種別	令和元年 月 から 月 までの住所について
()	年 月 日	() <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した

※「転入した」「転出した」にチェックした場合のみ記載 ※日割計算が必要です。詳細は裏面下部※1をご覧ください。

転入(出)日 年 月 日

1	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B1
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C1

2	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B2
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C2

3	(フリガナ) 利用した保育施設・事業名	所在地	
	()	郵便番号	
		電話番号 ()	
	契約利用料 ※該当箇所のみご記入ください。	支払額 ※領収書の金額と一致していることをご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 月額 円	月分	0 円
<input type="checkbox"/> 日額 円	月分	0 円	B3
<input type="checkbox"/> 時間額 円	月分	0 円	C3

支払総額 ①	支給上限月額 ② ※1	請求額	
		①と②を比較し、小さい額を記入	
月 (A1+A2+A3) 0 円	2号認定 <u>37,000円</u> (3~5歳)	月	0 円
月 (B1+B2+B3) 0 円		月	0 円
月 (C1+C2+C3) 0 円	3号認定 <u>42,000円</u> (0~2歳 住民税非課税世帯)	月	0 円
		計	0 円

※1 日割り計算について

月途中で認定期間が終了する、または開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額
37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額
37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

受理欄